

東京医療保健大学 財務委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、東京医療保健大学の財政基盤の安定等に係る事項について審議するため、東京医療保健大学財務委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 財務基盤の安定に関すること。
- (2) 収入及び支出に関すること。
- (3) 予算配分及び予算執行に関すること。
- (4) その他財務に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 大学経営会議にて任命する専任教員
- (4) 大学経営会議室長
- (5) 学長特別補佐
- (6) 事務局長
- (7) 総務人事部長
- (8) 総務部長
- (9) 経理財務部長
- (10) 入試広報部長
- (11) 入試事務部長
- (12) キャンパス事務部各事務部長
- (13) その他、委員長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合には、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、理事長が委員長となる。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、各事務部の協力を得て経理財務部で行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。併せて、東京医療保健大学将来構想委員会規程を廃止する。